

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	公民館の事業又は行為の停止命令
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	社会教育法第 40 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	社会教育法第 23 条
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 教育委員会は、公民館が社会教育法第 23 条の規定に違反する行為を行ったときは、その事業又は行為の停止を命ずることができる。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日